

○国土交通省令第五十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第七項、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条、第九十九条の三第一項並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月四日

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

国土交通大臣 金子 恭之

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(長さ、幅及び高さ)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ当該各号に定める突出量の範囲を超えて突出してはならない。</p> <p>一 外開き式の窓及び換気装置並びに第四十四条第六項の装置 その自動車の最外側から二百五十ミリメートル未満又はその自動車の高さから三百ミリメートル未満</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(低速走行時照射灯)</p> <p>第三十三条の三 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）並びに小型特殊自動車を除く。）の側面及び後面には、低速走行時照射灯を備えることができる。</p> <p>2 低速走行時照射灯は、自動車が告示で定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方又は後方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>3 低速走行時照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。</p> <p>(車両後退表示投影装置)</p> <p>第四十条の二 後退灯を備えた自動車には、車両後退表示投影装置を備えることができる。</p> <p>2 車両後退表示投影装置は、自動車が後退している旨の表示を路面に投影することにより当該自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>3 車両後退表示投影装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。</p>	<p>(長さ、幅及び高さ)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ当該各号に定める突出量の範囲を超えて突出してはならない。</p> <p>一 外開き式の窓及び換気装置並びに第四十四条第五項の装置 その自動車の最外側から二百五十ミリメートル未満又はその自動車の高さから三百ミリメートル未満</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(低速走行時側方照射灯)</p> <p>第三十三条の三 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。</p> <p>2 低速走行時側方照射灯は、自動車が告示で定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>3 低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。</p> <p>(新設)</p>

15 (略)

十八條の二第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十九條、第二十條第四項、第五項若しくは第六項、第二十一條第一項若しくは第二項、第二十二條第三項及び第四項、第二十二條の三第一項、第二項(同條第四項において準用する場合を含む。)、第三項(同條第四項において準用する場合を含む。若しくは第五項、第二十二條の四第二項、第二十二條の五第二項若しくは第三項、第二十五條第四項、第二十九條第一項、第二項及び第三項、第三十二條第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三項、第三十三條第二項、第三項若しくは第四項、第三十三條の二第二項若しくは第三項、第三十三條の三第二項若しくは第三項、第三十四條第二項若しくは第三項、第三十四條の二第二項若しくは第三項、第三十五條第二項若しくは第三項、第三十五條の二第二項、第三項、第四項若しくは第五項、第三十六條第二項若しくは第三項、第三十七條第二項若しくは第三項、第三十七條の二第二項若しくは第三項、第三十七條の三第二項若しくは第三項、第三十七條の四第二項若しくは第三項、第三十八條第二項若しくは第三項、第三十八條の二第二項若しくは第三項、第三十八條の三第二項若しくは第三項、第三十九條第二項若しくは第三項、第四十條の二第二項若しくは第三項、第四十條の三第二項若しくは第三項、第四十一條第二項若しくは第三項、第四十一條の二第二項若しくは第三項、第四十一條の三第二項若しくは第三項、第四十二條、第四十三條第二項若しくは第三項、第四十三條の二、第四十三條の三、第四十三條の四第一項、第四十三條の五第二項、第四十三條の六、第四十三條の七、第四十三條の八、第四十三條の九、第四十三條の十第二項及び第三項、第四十四條第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第四十四條の二、第四十五條第一項若しくは第二項、第四十六條第一項、第四十六條の二、第四十七條第一項、第四十七條の二、第四十八條第二項、第四十八條の二第二項、第四十八條の三第二項又は第五十條の基準(同令第五十八條の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

15 (略)

十八條の二第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十九條、第二十條第四項、第五項若しくは第六項、第二十一條第一項若しくは第二項、第二十二條第三項及び第四項、第二十二條の三第一項、第二項(同條第四項において準用する場合を含む。)、第三項(同條第四項において準用する場合を含む。若しくは第五項、第二十二條の四第二項、第二十二條の五第二項若しくは第三項、第二十五條第四項、第二十九條第一項、第二項及び第三項、第三十二條第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三項、第三十三條第二項、第三項若しくは第四項、第三十三條の二第二項若しくは第三項、第三十三條の三第二項若しくは第三項、第三十四條第二項若しくは第三項、第三十四條の二第二項若しくは第三項、第三十五條第二項若しくは第三項、第三十五條の二第二項、第三項、第四項若しくは第五項、第三十六條第二項若しくは第三項、第三十七條第二項若しくは第三項、第三十七條の二第二項若しくは第三項、第三十七條の三第二項若しくは第三項、第三十七條の四第二項若しくは第三項、第三十八條第二項若しくは第三項、第三十八條の二第二項若しくは第三項、第三十八條の三第二項若しくは第三項、第三十九條第二項若しくは第三項、第四十條の二第二項若しくは第三項、第四十條の三第二項若しくは第三項、第四十一條第二項若しくは第三項、第四十一條の二第二項若しくは第三項、第四十一條の三第二項若しくは第三項、第四十二條、第四十三條第二項若しくは第三項、第四十三條の二、第四十三條の三、第四十三條の四第一項、第四十三條の五第二項、第四十三條の六、第四十三條の七、第四十三條の八、第四十三條の九、第四十三條の十第二項及び第三項、第四十四條第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第四十四條の二、第四十五條第一項、第四十五條の二、第四十八條第二項、第四十八條の二第二項、第四十八條の三第二項又は第五十條の基準(同令第五十八條の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

第三條 (装置型式指定規則の一部改正)
 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定装置の種類)</p> <p>第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。</p> <p>一、九 (略)</p> <p>九の二 法第四十一条第一項第七号の車枠及び車体のうち側面保護装置(貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及びセミトラを牽引する牽引自動車を除く。))であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。</p> <p>九の三 法第四十一条第一項第七号の車枠及び車体のうち側面保護装置及び側面保護装置取付装置(貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及びセミトラを牽引する牽引自動車を除く。))であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。</p> <p>十、三十二 (略)</p> <p>三十二の二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち低速走行時照射灯</p> <p>三十二の三 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち車両後退表示投影装置</p>	<p>(特定装置の種類)</p> <p>第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。</p> <p>一、九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>十、三十二 (略)</p> <p>三十二の二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち低速走行時側方照射灯</p> <p>(新設)</p>

特定装置の種類	規則番号
一〇三の八 (略)	(略)
三の九 第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第五改訂版
三の十 第二条第三号の十のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	訂版
四〇五の十の八 (略)	(略)
五の十一 第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品	第百三十四号第一改訂版
五の十二 第二条第五号の十二のガス容器附属品	第百四十六号
五の十三 第二条第五号の十三のガス容器取付装置	(略)
五の十四・五の十五 (略)	(略)
五の十六 第二条第五号の十六のプログラム等改変システム	第百五十六号改訂版
五の十七・八 (略)	(略)
九 第二条第九号の外装のアンテナ	第二十六号第四改訂版
九の二 第二条第九号の二の側面保護装置	第七十三号第二改訂版 (同規則第二改訂版への改訂に伴い設けられた経過措置のうち側面保護の高さに係る要件に適合しているときのみならず部分を除く。)
九の三 第二条第九号の三の側面保護装置及び側面保護装置取付装置	第七十三号第二改訂版 (同規則第二改訂版への改訂に伴い設けられた経過措置のうち側面保護の高さに係る要件に適合しているときのみならず部分を除く。)

三十三〜四十一の四 (略)

四十二 法第四十一条第一項第十六号の視野を確保する装置のうち後写鏡、後方等確認装置その他の視界を確認する装置(以下「後写鏡等」という。)(大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。)

四十三〜五十 (略)

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に依り、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一〇三の八 (略)	(略)
三の九 第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第五改訂版
三の十 第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	訂版
四〇五の十の八 (略)	(略)
五の十一 第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品	第百三十四号第一改訂版
五の十二 第二条第五号の十二のガス容器附属品	第百四十六号
五の十三 第二条第五号の十三のガス容器取付装置	(略)
五の十四・五の十五 (略)	(略)
五の十六 第二条第五号の十六のプログラム等改変システム	第百五十六号
五の十七・八 (略)	(略)
九 第二条第九号の外装のアンテナ	第二十六号第四改訂版

三十三〜四十一の四 (略)

四十二 法第四十一条第一項第十六号の視野を確保する装置のうち後写鏡及び後方等確認装置(以下「後写鏡等」という。)(大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。)

四十三〜五十 (略)

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に依り、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

十～二十八 (略)	(略)
二十八の二 第二条第三十二号の二の低速走行時照射灯	第二十三号改訂版 第百四十八号改訂版
二十八の三 第二条第三十二号の三の車両後退表示投影装置	第百四十八号改訂版
二十九～三十五の四 (略)	(略)
三十六 第二条第四十二号の後写鏡等	第四十六号第七改訂版
三十七 第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	第八十一号
三十七の二～四十二 (略)	(略)

2・3 (並)
第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)

(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
第二条第五号の十五のサイバセキユリテイステム	8 以上
(略)	
第二条第九号の外装のアンテナ	
第二条第九号の二の側面保護装置	
第二条第九号の三の側面保護装置及び側面保護装置取付装置	
(略)	
(略)	(略)
第二条第二十号の前照灯洗浄器	5 以上
(略)	
第二条第三十二号の二の低速走行時照射灯	
第二条第三十二号の三の車両後退表示投影装置	
(略)	(略)

十～二十八 (略)	(略)
二十八の二 第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	第二十三号改訂版 第百四十八号改訂版
二十九～三十五の四 (略)	(略)
三十六 第二条第四十二号の後写鏡等	第四十六号第六改訂版
三十七 第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	第八十一号
三十七の二～四十二 (略)	(略)

2・3 (並)
第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)

(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
第二条第五号の十五のサイバセキユリテイステム	8 以上
(略)	
第二条第九号の外装のアンテナ	
(略)	
(略)	(略)
第二条第二十号の前照灯洗浄器	5 以上
(略)	
第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	
(略)	(略)

(共通構造部型式指定規則の一部改正)
 第四条 共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>(指定を受けたものとみなす特定共通構造部)</p> <p>第五条の二 法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号から第一号の七まで、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六、第三号の七、第三号の九、第三号の十、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の九の二、第五号の十の七から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第七号から第九号まで、第十号、第十一号、第十一号の四、第十一号の五、第十二号、第十二号の二、第十三号の二、第十三号の三、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置(指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。)の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版、第零号第六改訂版、第零号第七改訂版又は第零号第八改訂版に基づき行う認定によるものとする。</p> <p>(特別な表示)</p> <p>第六条 法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示(法第七十五条の二第一項の規定による指定を受けたものを示すものに限る。)は、協定に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版、第零号第六改訂版、第零号第七改訂版又は第零号第八改訂版に適合するものとして認定された特定共通構造部以外のものにあつては第三号様式に定める表示とし、当該特定共通構造部にあつては第三号様式の二に定める表示とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指定を受けたものとみなす特定共通構造部)</p> <p>第五条の二 法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号から第一号の七まで、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六、第三号の七、第三号の九、第三号の十、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の九の二、第五号の十の七から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四、第十一号の五、第十二号、第十二号の二、第十三号の二、第十三号の三、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置(指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。)の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版、第零号第六改訂版又は第零号第七改訂版に基づき行う認定によるものとする。</p> <p>(特別な表示)</p> <p>第六条 法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示(法第七十五条の二第一項の規定による指定を受けたものを示すものに限る。)は、協定に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版、第零号第六改訂版又は第零号第七改訂版に適合するものとして認定された特定共通構造部以外のものにあつては第三号様式に定める表示とし、当該特定共通構造部にあつては第三号様式の二に定める表示とする。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

第五条 (道路運送車両法関係手数料規則の一部改正)
 道路運送車両法関係手数料規則(平成二十八年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>(審査試験項目及び審査試験項目別費用額)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 令第三条第二項の表二の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目」</p>	<p>(審査試験項目及び審査試験項目別費用額)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 令第三条第二項の表二の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目」</p>
--	--

と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、同表第一号上欄中「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同号下欄中「二十六万九千円」とあるのは「六十万千円」と、同表備考第一号中「指定特定共通構造部及び指定特定装置」とあるのは「指定特定装置」と、「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同表備考第二号中「自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）」とあるのは「共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令十五号）」と、「二十三万八千円」とあるのは「五十七万円」とする。

3 (略)

4 令第三条第二項の表四の項下欄第二号の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同号の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定改造等自動車審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定改造等自動車審査試験項目別費用額」と、同表備考第二号中「自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）」とあるのは「自動車の特定改造等の許可に関する省令」とする。

(能力審査に係る手数料)

第二条 機構が道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。）第九十九条の三第八項第一号の規定により行う自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号。以下この条において「特定改造省令」という。）第二条第一項の証明のための審査を受けようとする者に係る令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 特定改造省令第四条第一項第二号に掲げる基準に係る審査 イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 五百十三万三千円

ロ 当該審査において実地の調査が行われる施設が国外にある者 五百三万九千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額

2・3 (略)

(自動車の型式の指定に係る手数料の減額)

第三条 令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一 (略)

二 別表第一第二号から第七十九号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目 指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ・ロ (略)

と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、同表第一号上欄中「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同号下欄中「二十三万八千円」とあるのは「五十七万円」と、同表備考第一号中「指定特定共通構造部及び指定特定装置」とあるのは「指定特定装置」と、「自動車」とあるのは「特定共通構造部」とする。

3 (略)

4 令第三条第二項の表四の項下欄第二号の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同号の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定改造等自動車審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定改造等自動車審査試験項目別費用額」と、同表備考第二号中「自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）」とあるのは「自動車の特定改造等の許可に関する省令」とする。

(能力審査に係る手数料)

第二条 機構が道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。）第九十九条の三第八項第一号の規定により行う自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号。以下この条において「特定改造省令」という。）第二条第一項の証明のための審査を受けようとする者に係る令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 特定改造省令第四条第一項第二号に掲げる基準に係る審査 イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 五百二万四千円

ロ 当該審査において実地の調査が行われる施設が国外にある者 四百九十三万円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額

2・3 (略)

(自動車の型式の指定に係る手数料の減額)

第三条 令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一 (略)

二 別表第一第二号から第七十六号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目 指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ・ロ (略)

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験 項目別費用額
一 提示された自動車及び提出された書面の確認	二十六万九千円
二〇二十八 (略)	(略)
二十九 保安基準第十二条に定める基準に係る試験(第五号及び第三十一号から第三十四号までに掲げる試験を除く。)(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車(被牽引自動車を除く。))に係る試験を除く。	百四十五万千円
三十 保安基準第十二条に定める基準に係る試験(第五号及び次号から第三十四号までに掲げる試験を除く。)(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。))に係る試験に限る。	七十九万六千円
三十一〇三十四 (略)	(略)
三十五 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験(第五号及び第三十一号から前号までに掲げる試験を除く。)(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車(最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。))に係る試験に限る。	六十万九千円
三十六 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験(第五号及び第三十一号から第三十四号までに掲げる試験を除く。)(大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車(被牽引自動車を除く。))に係る試験に限る。	二十八万千円
三十七〇四十四 (略)	(略)
四十五 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験(第五号、次号及び第四十八号に掲げる試験を除く。)(圧縮天然ガスを燃料とする自動車(以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。)(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。))に係る試験に限る。)	四十二万二千円
四十六〇五十 (略)	(略)

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験 項目別費用額
一 提示された自動車及び提出された書面の確認	二十三万八千円
二〇二十八 (略)	(略)
二十九 保安基準第十二条に定める基準に係る試験(第五号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる試験を除く。)(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車(被牽引自動車を除く。))に係る試験を除く。	百四十五万千円
三十 保安基準第十二条に定める基準に係る試験(第五号及び次号から第三十三号までに掲げる試験を除く。)(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。))に係る試験に限る。	七十九万六千円
三十一〇三十四 (略)	(略)
三十五 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験(第五号及び第三十号から前号までに掲げる試験を除く。)(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車(最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。))に係る試験に限る。	六十万九千円
三十六 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験(第五号及び第三十号から第三十三号までに掲げる試験を除く。)(大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車(被牽引自動車を除く。))に係る試験に限る。	二十八万千円
三十七〇四十四 (略)	(略)
四十五 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験(第五号、次号及び第四十七号に掲げる試験を除く。)(圧縮天然ガスを燃料とする自動車(以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。)(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。))に係る試験に限る。)	四十二万二千円
四十六〇五十 (略)	(略)

五十一 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係る試験（第五号、次号及び第五十三号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
五十二～七十一 (略)	(略)
七十二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（第六十五号から前号までに掲げる試験を除く。）	二十八万千円
七十三～七十八 (略)	(略)
七十九 保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
八十 保安基準第十八条の二第一項に定める基準のうち、側面保護装置に係る試験	二十八万千円
八十一 保安基準第十八条の二第二項に定める基準のうち、側面保護装置取付装置に係る試験	二十八万千円
八十二～百二十二 (略)	(略)
百二十三 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十七條の四第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十条の二第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第四項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
百二十四～百四十七 (略)	(略)
百四十八 保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十九 保安基準第四十条の二第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百五十～百六十四 (略)	(略)
百六十五 保安基準第四十四条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあつては、同条第二項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十六 保安基準第四十四条第一項、第三項及び第四項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあつては、同条第三項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十七 保安基準第四十四条第二項に定める基準のうち、後方等確認装置に係る試験	七十九万六千円

五十一 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係る試験（第五号、次号及び第五十二号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
五十二～七十一 (略)	(略)
七十二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（第六十四号から前号までに掲げる試験を除く。）	二十八万千円
七十三～七十八 (略)	(略)
七十九 保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
八十～百二十 (略)	(略)
百二十一 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七條の二第三項、第三十七條の三第三項、第三十七條の四第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第四項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
百二十二～百四十五 (略)	(略)
百四十六 保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十七～百六十一 (略)	(略)
百六十二 保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあつては、同条第二項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十三 保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあつては、同条第三項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十四 保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	七十九万六千円

百六十八 保安基準第四十四条第五項に定める基準に係る試験	二十八万千円	備考 一 (略) 二 第一号の自動車審査試験項目別費用額は、法及び自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)の規定により提出する書面のうち、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づき行う認定を受けたことを証する書面にプログラム等の識別番号が記載されていない場合にあつては、二十三万八千円とする。 三 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。
	二百八万千円	
百六十九 保安基準第四十四条第六項から第八項までに定める基準に係る試験	二十八万千円	
百七十 百七十九 (略)	(略)	
第十四号	六十万九千円	
第二十二号	四十二万二千円	
第二十九号	六十万九千円 (被牽引自動車に係る試験に限る。) 次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額(被牽引自動車に係る試験を除く。) 一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和七年国土交通省告示第四百六十九号)による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 百七万七千円 二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額 イ アンチロック・ブレーキシテムに係る試験 四十二万二千円 ロ 前号に掲げる試験以外の試験 四十二万二千円	
第三十号	六十万九千円	
(略)	(略)	

百六十五 保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円	備考 一 (略) 二 次の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。
	二百八万千円	
百六十六 保安基準第四十四条第五項から第七項までに定める基準に係る試験	二十八万千円	
百六十七 百七十六 (略)	(略)	
第二十二号	四十二万二千円	
第二十九号	六十万九千円 (被牽引自動車に係る試験に限る。) 次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計(被牽引自動車に係る試験を除く。) 一 アンチロック・ブレーキシテムに係る試験 四十二万二千円 二 前号に掲げる試験以外の試験 四十二万二千円	
(略)	(略)	

第八十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計	
第九十一号	一 インストールメントパネルに係る試験 二十八万千円 二 前号に掲げる試験以外の試験 二十八万千円	
第九十九号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）	
第七号	二十八万千円	
第十号	二十八万千円	
第十一号	四十二万二千円	
第十五号	二十八万千円	
第十六号	二十八万千円	
第二十号	二十八万千円	
第六十五号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計	
第七十七号	一 運転者の視野に係る試験 二十八万千円 二 乗車人員の保護に係る試験 二十八万千円 三 歩行者の保護に係る試験 二十八万千円	三百十八万三千円
(略)		(略)
第十一号、第十三号及び第百十号		七十九万六千円
第十一号及び第百十号		四十二万二千円
(略)		(略)
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十二号、第七十四号及び第百七十五号		六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十五号		六十万九千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号、第七十六号及び第百七十五号		六十万九千円

四 次の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第八十六号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計	
第八十九号	一 インストールメントパネルに係る試験 二十八万千円 二 前号に掲げる試験以外の試験 二十八万千円	
第九十七号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）	
第五号	二十八万千円	
第八号	二十八万千円	
第九号	四十二万二千円	
第十三号	二十八万千円	
第十四号	二十八万千円	
第十八号	二十八万千円	
第六十二号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計	
第七十四号	一 運転者の視野に係る試験 二十八万千円 二 乗車人員の保護に係る試験 二十八万千円 三 歩行者の保護に係る試験 二十八万千円	三百十八万三千円
(略)		(略)
第十一号、第十三号及び第百八号		七十九万六千円
第十一号及び第百八号		四十二万二千円
(略)		(略)
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十二号、第七十四号及び第百七十二号		六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十二号		六十万九千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号、第七十六号及び第百七十二号		六十万九千円

三 次の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)	(略)
第七十五号及び第百六十一号	六十万九千円
第七十六号及び第百六十一号	六十万九千円
第七十八号、第九十九号及び第百二十号	四十二万二千元
第百六十一号及び第百七十五号	六十万九千円

五 次の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)	(略)
第百十号	七十九万六千円
第百十一号	百七万七千円

六 前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合(同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む)であつて、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に同時二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)	(略)
第十一号、第十三号及び第百十号	百七万七千円
第十一号及び第百十号	七十九万六千円

七 第九十号及び第百六十九号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十号及び第百六十九号の自動車審査試験項目に同時試験を受けようとする場合であつて、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に關して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

八 第九十一号及び第百六十九号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十一号及び第百六十九号の自動車審査試験項目に同時試験を受けようとする場合であつて、第九十一号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に關して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

(略)	(略)
第七十五号及び第百五十八号	六十万九千円
第七十六号及び第百五十八号	六十万九千円
第九十六号、第九十七号及び第百号	四十二万二千元
第百五十八号及び第百七十二号	六十万九千円

四 次の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)	(略)
第百八号	七十九万六千円
第百九号	百七万七千円

五 前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合(同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む)であつて、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に同時二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)	(略)
第十一号、第十三号及び第百八号	百七万七千円
第十一号及び第百八号	七十九万六千円

六 第八十八号及び第百六十六号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十八号及び第百六十六号の自動車審査試験項目に同時試験を受けようとする場合であつて、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に關して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

七 第八十九号及び第百六十六号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十九号及び第百六十六号の自動車審査試験項目に同時試験を受けようとする場合であつて、第八十九号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に關して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一〇十八 (略)	(略)
十九 保安基準第十二条に定める基準に係る試験(第二十一号から第二十四号までに掲げる試験を除く。)(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車(被牽引自動車を除く。))に係る試験を除く。	百四十五万千円
二十 保安基準第十二条に定める基準に係る試験(次号から第二十四号までに掲げる試験を除く。)(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。))に係る試験に限る。	七十九万六千円
二十一〜二十四 (略)	(略)
二十五 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験(第二十一号から前号までに掲げる試験を除く。)(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車(最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。))に係る試験に限る。	六十万九千円
二十六〜六十二 (略)	(略)
六十三 保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
六十四 保安基準第十八条の二第一項に定める基準のうち、側面保護装置に係る試験	二十八万千円
六十五 保安基準第十八条の二第二項に定める基準のうち、側面保護装置取付装置に係る試験	二十八万千円
六十六〜百二 (略)	(略)
百三 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十七條の四第三項、第三十八條第三項、第三十八條の二第三項、第三十八條の三第三項、第三十九條第三項、第三十九條の二第三項、第四十条第三項、第四十条の二第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項	四十二万二千円

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一〇十八 (略)	(略)
十九 保安基準第十二条に定める基準に係る試験(第二十号から第二十三号までに掲げる試験を除く。)(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車(被牽引自動車を除く。))に係る試験を除く。	百四十五万千円
二十 保安基準第十二条に定める基準に係る試験(次号から第二十三号までに掲げる試験を除く。)(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。))に係る試験に限る。	七十九万六千円
二十一〜二十四 (略)	(略)
二十五 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験(第二十号から前号までに掲げる試験を除く。)(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車(最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。))に係る試験に限る。	六十万九千円
二十六〜六十二 (略)	(略)
六十三 保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
六十四〜百 (略)	(略)
百一 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十七條の四第三項、第三十八條第三項、第三十八條の二第三項、第三十八條の三第三項、第三十九條第三項、第三十九條の二第三項、第四十条第三項、第四十条の二第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項	四十二万二千円

		三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第四項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車に係る試験を除く。）	
	百四〇～百二十六（略）		（略）
	百二十七 保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験		二十八万千円
	百二十八 保安基準第四十条の二第二項に定める基準に係る試験		二十八万千円
	百二十九～百四十（略）		（略）
	百四十一 保安基準第四十四条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験		二十八万千円
	百四十二 保安基準第四十四条第一項、第三項及び第四項に定める基準に係る試験		二十八万千円
	百四十三 保安基準第四十四条第二項に定める基準のうち、後方等確認装置に係る試験		七十九万六千円
	百四十四 保安基準第四十四条第五項に定める基準に係る試験		二十八万千円
	百四十五 保安基準第四十四条第六項から第八項までに定める基準に係る試験		二十八万千円
	百四十六～百五十二（略）		（略）
備考	一（略）		
	二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。		
第六号	六十万九千円		
第十三号	四十二万二千円		
第十九号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額（被牽引自動車に係る試験を除く。）	
		一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 百七万七千円	

		第三項、第四十一条の四第四項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車に係る試験を除く。）	
	百二〇～百二十四（略）		（略）
	百二十五 保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験		二十八万千円
	百二十六～百三十七（略）		（略）
	百三十八 保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験		二十八万千円
	百三十九 保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験		二十八万千円
	百四十 保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験		七十九万六千円
	百四十一 保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験		二十八万千円
	百四十二 保安基準第四十四条第五項から第七項までに定める基準に係る試験		二十八万千円
	百四十三～百四十九（略）		（略）
備考	一（略）		
	二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。		
第十三号	四十二万二千円		
第十九号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計（被牽引自動車に係る試験を除く。）	
		一 アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 四十二万二千円	
		二 前号に掲げる試験以外の試験 四十二万二千円	

第五十九号及び第百三十七号	(略)	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百四十八号	(略)	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十八号	(略)	六十万九千円
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十八号	(略)	六十万九千円
第三号及び第百九十一号	(略)	四十二万二千円
第三号、第五号及び第百九十一号	(略)	七十九万六千円
第九十七号	(略)	二十八万千円
第九十六号	(略)	二十八万千円
第九十二号	(略)	四十二万二千円
第九十一号	(略)	二十八万千円
第八十八号	(略)	二十八万千円
第二十号	(略)	六十万九千円

二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額
 イ アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 四十二万二千円
 ロ 前号に掲げる試験以外の試験 四十二万二千円

三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第五十九号及び第百三十四号	(略)	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百四十五号	(略)	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十五号	(略)	六十万九千円
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十五号	(略)	六十万九千円
第三号及び第百八十九号	(略)	四十二万二千円
第三号、第五号及び第百八十九号	(略)	七十九万六千円
第九十五号	(略)	二十八万千円
第九十九号	(略)	二十八万千円
第九十四号	(略)	四十二万二千円
第九十号	(略)	二十八万千円
第八十九号	(略)	二十八万千円
第八十六号	(略)	二十八万千円
第四十七号	(略)	三百十八万三千円

三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

別表第三及び別表第四を次のように改める。
別表第三

特定改造等自動車審査試験項目

一 開発、製作及び製作後の各過程におけるサイバーセキュリティ管理に係る試験	特定改造等自動車審査試験項目別費用額	二十一万八千円
二 申請者の組織内におけるサイバーセキュリティ管理のプロセスに係る試験		二十一万八千円
三 サイバーセキュリティのリスク特定のプロセスに係る試験		五十万円
四 サイバーセキュリティのリスク評価のプロセスに係る試験		五十万円
五 サイバーセキュリティのリスク管理のプロセスに係る試験		五十万円
六 自動車に係るサイバーセキュリティの試験のプロセスに係る試験		二十五万円
七 サイバーセキュリティのリスク評価を最新の状態に保つためのプロセスに係る試験		十八万七千円
八 自動車に対するサイバー攻撃の監視及び検知のプロセスに係る試験		十八万七千円
九 自動車に対するサイバー攻撃に関連する情報提供のプロセスに係る試験		十八万七千円

第六十号及び第百三十七号	六十万九千円
第七十九号、第八十号及び第八十三号	四十二万二千円
第百三十七号及び第百四十八号	六十万九千円
四 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。	
(略)	(略)
第九十一号	七十九万六千円
第九十二号	百七万七千円
五 前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む）であつて、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に同じ同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。	
第三号、第五号及び第九十一号	百七万七千円
第三号及び第九十一号	七十九万六千円

第六十号及び第百三十四号	六十万九千円
第七十七号、第七十八号及び第八十一号	四十二万二千円
第百三十四号及び第百四十五号	六十万九千円
四 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。	
(略)	(略)
第八十九号	七十九万六千円
第九十号	百七万七千円
五 前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む）であつて、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に同じ同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。	
第三号、第五号及び第八十九号	百七万七千円
第三号及び第八十九号	七十九万六千円

別表第四

十	自動車に対するサイバー攻撃対策に係る試験	
十一	自動車に対するサイバー攻撃の監視体制に係る試験	十五万六千円
十二	サイバーセキュリティの確保に係る仕入先、役務提供者、子会社等の管理に係る試験	三十一万二千元
特定改造等自動車審査試験項目		
一	プログラム等の適切な管理及び確実な変更のための文書管理に係る試験	十五万七千円
二	プログラム等の更新管理に係る試験	十八万七千円
三	プログラム等の識別番号を割り当てるプロセスに係る試験	十五万七千円
四	プログラム等の識別番号を更新するプロセスに係る試験	十八万七千円
五	プログラム等の識別番号を検証するプロセスに係る試験	二十一万八千円
六	変更したプログラム等と他のプログラム等の相互依存性を特定するプロセスに係る試験	二十五万円
七	プログラム等の変更の対象車両を特定するプロセスに係る試験	二十一万八千円
八	プログラム等の変更と対象車両の互換性を検証するプロセスに係る試験	二十五万円
九	プログラム等の変更により対象車両の保安基準適合性に影響が生じるかどうかを評価するプロセスに係る試験	二十五万円
十	プログラム等の変更が対象車両の機能に影響を及ぼすかどうかを特定するプロセスに係る試験	二十五万円
十一	プログラム等の変更が対象車両の安全性に影響を及ぼすかどうかを特定するプロセスに係る試験	二十五万円
十二	自動車の使用者に対してプログラム等の変更に関する情報を通知するプロセスに係る試験	十万九千円
十三	プログラム等の識別番号に関する情報を提供するプロセスに係る試験	十万九千円
十四	プログラム等の変更のプロセスに関する情報の記録及び保管に係る試験	二十一万八千円
十五	プログラム等の変更前及び変更後のプログラム等の構成に関する情報の記録及び管理に係る試験	二十一万八千円
十六	プログラム等の変更前及び変更後のプログラム等の識別番号に関する情報の記録及び管理に係る試験	二十八万千円
十七	プログラム等の変更の対象車両及び当該対象車両の最新の構成とプログラム等の変更の互換性に関する情報の記録及び管理に係る試験	二十一万八千円
十八	プログラム等の変更に関する重要情報の記録及び管理に係る試験	二十一万八千円
十九	プログラム等の保護に係る試験	二十八万千円
二十	不適切なプログラム等の変更を防止するための適切な措置に係る試験	十万九千円
二十一	電気通信回線を使用する方法によるプログラム等の変更に係る試験	二十八万千円

第六條 (自動車の特定制改造等の許可に関する省令の一部改正)
第四号様式を次のように改める。
第四号様式を次のように改める。
第六條 (自動車の特定制改造等の許可に関する省令の一部改正)
第四号様式を次のように改める。

第四号様式 (プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力基準適合証明書) (第二条関係)

プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る
能力基準適合証明書

Certificate of Compliance for Software Update Management System
With UN Regulation No. 156

証明番号 Certificate Number	
適合基準 Compliant Regulation	
申請者の氏名又は名称 Name of Manufacturer	
申請者の住所 Address of Manufacturer	
申請に係る業務管理システムの名称 Name of Management Systems	
特定制改造等の種類 Means of Software Update	
証明書の有効期限 Date of Expiry	

自動車の特定制改造等の許可に関する省令第 2 条第 1 項の規定により、申請のあった業務管理システムに関するプログラム等の適切な管理及び確実な改変を適確に実施するに足る能力について、同項の証明を受けたことを証する。

The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism certifies that the Management systems of the manufacturer comply with the provision of paragraph 7.1 of Regulation No.156.

交付年月日 年 月 日

Date of issue

国土交通大臣 印

The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(日本産業規格 A 列 4 番)

附則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第三条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第二改訂版に限る。）に基づき行われた認定（第百三十四号の第三改訂版への改訂に伴い新たに規定された要件の適用対象となるもの（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十一年八月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第三改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第二改訂版に限る。）に基づき行われた認定（前項に規定するものを除く。）は、新規則第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第三改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条第一項の表第五号の十六下欄に掲げる規則（第百五十六号改訂版に限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第五号の十六下欄に掲げる規則（第百五十六号改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる規則（第四十六号第六改訂版に限る。）に基づき行われた認定は、新規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる規則（第四十六号第七改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

第三条 この省令の施行の際現に交付されている第六条の規定による改正前の自動車の特定改造等の許可に関する省令第四号様式による能力基準適合証明書（次項において「旧能力基準適合証明書」という。）は、同条の規定による改正後の自動車の特定改造等の許可に関する省令第四号様式による能力基準適合証明書（次項において「新能力基準適合証明書」という。）とみなす。

2 旧能力基準適合証明書を有する者は、当該旧能力基準適合証明書と引換えに、新能力基準適合証明書の交付を受けることができる。

法規的告示

○国土交通省告示第六百七十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）及び関係法令の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月四日

国土交通大臣 金子 恭之

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改正後		改正前	
(定義等)		(定義等)		(定義等)	
第2条 (略)		第2条 (略)		第2条 (略)	
2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。		2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。		2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味	略語	意味	略語	意味
協定規則第10号	協定規則第10号第7改訂版補足改訂版	協定規則第10号	協定規則第10号第7改訂版	協定規則第10号	協定規則第10号第7改訂版
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第16号	協定規則第16号第10改訂版補足第2改訂版	協定規則第16号	協定規則第16号第10改訂版補足改訂版	協定規則第16号	協定規則第16号第10改訂版補足改訂版
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第46号	協定規則第46号第7改訂版	協定規則第46号	協定規則第46号第6改訂版補足改訂版	協定規則第46号	協定規則第46号第6改訂版補足改訂版
協定規則第48号	協定規則第48号第9改訂版補足第2改訂版	協定規則第48号	協定規則第48号第9改訂版補足改訂版	協定規則第48号	協定規則第48号第9改訂版補足改訂版